

February 07, 2020

Legal Update

2020改正、韓国税法の主な内容 (国際租税分野)

1. 迂回取引に対する立証責任分配の合理化 (国際租税調整に関する法律第2条の2第4項、同法施行令改正案第3条の2)

国際租税調整に関する法律 (以下「国租法」という。) および租税条約の恩恵を受けるために不当に迂回取引をする場合には、経済的な実質に応じて直接取引をしたものとみなし国租法および租税条約を適用します。但し、そのためには、課税当局が「納税者が正当な事業目的がないまま租税回避の目的で迂回取引をしたという点」を証明しなければならないものの、課税当局は、納税者の域外活動に対するアクセスが制限的であるため、それを立証するに当たり様々な困難がありました。今回の改正規定は、課税当局の立証責任を緩和するものとして、迂回取引を通じ国内における租税負担が50%以上減少する場合には (但し、租税負担減少額が1億ウォン以下であり、迂回取引金額が10億ウォン以下である場合を除く。)、納税義務者が正当な事業目的等の租税回避の意図がないことを立証しない限り、租税条約および国租法の恩恵を不当に受けるためのものと推定し、実質課税を適用します。

2. 国内未登録特許における使用対価の国内源泉所得課税体系の改善 (所得税法第119条、第156条第1項、法人税法第93条、第98条第1項)

これまで、国内企業が米国法人に国内未登録の特許権に対する使用料(または侵害補償対価)を支払う場合、その使用料が米国法人の国内源泉所得に該当し、国内課税権が認められるか否かが問題となってきました。2008年の法人税法の改正時に、国内未登録の特許権等が国内において製造・販売等に使用された場合、国内における使用としてみなし、その使用料を国内源泉所得とする特例規定が新設されたものの、大法院(日本の最高裁に当たる。)は、上記の特例規定にもかかわらず、国内未登録の特許の使用対価が国内源泉所得に該当するか否かは、韓米租税条約に基づいて判断しなければならないという前提で、韓米租税条約の解釈上、国内未登録の特許権に対する使用料を米国法人の国内源泉所得として見ることはできないという趣旨をもって、一貫的に判示してきました。今回の改正は、上記の大法院の判決に対応して国内課税権を確保するためのものとして、(i) 国内未登録の特許を「特許権」ではなく、韓米租税条約における使用料の定義に含まれる「その他これと類似する財産・権利」と見て、その使用対価を国内源泉使用料所得として区分する規定を新設し、(ii) 国内未登録の特許権に対する侵害補償対価は、「特許使用料」ではない「その他所得」として規定しました。また、租税条約において用語および文言について定義していない場合は、国税基本法第2条第2号に基づく税法にて定義するか、使用する意味に従って租税条約を解釈・適用するという規定も新設しました。課税当局は、このような改正により、国内課税権が確保されるという立場で課税を行うものと思われませんが、国内未登録の特許権の使用料が国内源泉所得に該当するか否かは、韓米租税条約に基づいて判断しなければならないという従前の大法院判例等を考慮すると、韓米租税条約を改正せず、今回の国内税法の改正のみで米国居住者が受け取る国内未登録の特許の使用対価(または侵害補償対価)に対する国内課税権が認められるかどうかについては、今後議論されるものと予想されます。

3. その他の主な改正内容

- イ. 源泉徴収対象である非居住者および外国法人の更正請求権の一元化 (国税基本法第45条の2、所得税法第156条の2、第156条の4、第156条の6、法人税法第98条の4、第98条の5、第98条の6)
 - ・ 源泉徴収対象である非居住者および外国法人の更正請求を、いずれも所得税法および法人税法における更正請求手続きとして一元化し、更正請求の対象に制限税率の誤謬がある場合を追加する
- ロ. 個別・統合企業報告書の提出方法の一元化 (国租法施行令改正案第21条の3第5項)
 - ・ 個別・統合企業報告書に対し電子届出を義務付ける
- ハ. 国際取引に関する重複資料提出の整備 (国租法第11条第1項、国租法施行令改正案第7条第1項)
 - ・ 個別・統合企業報告書を提出した企業は、国際取引明細書の提出を免除する
- ニ. 国際取引資料提出に関する過料の強化 (国租法第12条、国租法施行令改正案第51条第2項)
 - ・ 国際取引資料提出義務に違反する場合、過料の上限を1億ウォンから3億ウォンに引き上げる (履行期間の末日の翌日から30日が経過するたびに本来の過料と同一の金額を累積して賦課する)
- ホ. 国際取引資料を提出しない場合、以前価格追徴課税の課税根拠の新設 (国租法第11条第7項、国租法施行令改正案第19条)
 - ・ 個別・統合企業報告書等の国際取引資料を提出しない場合、課税当局は、類似の事業を営む事業者から入手する資料等に基づき、合理的に正常価格を推定して課税することができる
- ヘ. 韓米租税条約における国内源泉不動産等の譲渡所得課税範囲の明確化 (所得税法第119条、法人税法第93条)
 - ・ 韓米租税条約における「不動産」の定義に「不動産株式 (該当法人の資産総額のうち不動産比率が50%以上の株式)」を含むという規定を新設する

- ト. 相互合意結果の履行力の引き上げ(国租法第27条第4項削除、国租法施行令改正案第41条の3)
- ・ 相反する法院の確定判決による相互合意無効条項の削除
 - ・ 相互合意終結前における納税者の意見提出手続きの新設
- チ. 実際の所有者情報の収集および交換の根拠作り(国租法第31条、国租法施行令改正案第47条第11項)
- ・ 課税当局が締約相手国に対して要請できる租税情報の範囲に納税義務者の実際の所有(Beneficial Owner) 情報を含む
 - ・ 納税義務者に対しても実際の所有者の情報を要求できる
- リ. 金融会社・取引相手方の自動情報交換義務履行の確保(国租法第31条第11項、第31条の2)
- ・ 金融会社の長は、情報を提供しない非居住者等に対して口座開設を拒絶できる
 - ・ 課税当局に金融会社等に対する質問・検査権の規定を設ける
- ヌ. 用役取引に対する簡素化された正常価格計算方法の導入(国租法施行令改正案第6条の2)
- ・ 居住者と国外特殊関係人間における低付加価値用役取引の場合、用役の原価に5%を加算した金額を正常価格として適用できるようにする
- ル. 無形資産の正常価格算出に関する資料の保管 / 備置義務の新設(国租法施行令改正案第6条の3第5項)
- ・ 納税者が無形資産取引の正常価格算出方法として現在価値割引法を使用する場合、諸般の仮定が合理的であることを証明できる資料を保管 / 備え置くものとする
- ロ. 特定外国法人の留保所得の配当みなし制度の改善(国租法施行令改正案第33条第4項、第36条第1項)
- ・ 特定外国法人が実際の配当支払の時に外国納付税額控除の適用を受けるための更正請求期間を拡大する
 - ・ 特定外国法人が能動的な卸売業を営む外国法人に10%以上の投資を行い受け取った配当所得は、受動所得に合算しないものとする

上記の内容につき、ご質問等がございましたら、下記の連絡先までご連絡ください。より詳細な内容について対応させていただきます。

Contacts

[日本チーム]

☎ +82-2-316-4114

✉ jpg@shinkim.com

[刑事・租税部門]



趙椿
パートナー

☎ +82-2-316-4213

✉ ccho@shinkim.com



李南周
公認会計士

☎ +82-2-316-4675

✉ njlee@shinkim.com



禹導勳
パートナー

☎ +82-2-316-1623

✉ dhwoo@shinkim.com



趙曙衍
所属弁護士

☎ +82-2-316-4213

✉ ccho@shinkim.com

SHIN & KIM 法務法人(有)世宗

The content and opinions expressed within Shin & Kim LLC's newsletter are provided for general informational purposes only and should not be considered as rendering of legal advice for any specific matter.

Seoul · Pangyo · Beijing · Shanghai · Ho Chi Minh City · Hanoi · Jakarta
